アメリカ法における社外取締役制度の一考察

尾

関

幸

美

序

おいても、この制度は商法学者の関心を集めるに至ってト・ガバナンスに関する議論の影響を受けて、我が国にことが少なくない。かかる傾向や、近年のコーポレー度の採用が一般に普及し、会社法上、議論の対象となる度の採用が一般に普及し、会社法上、議論の対象となるアメリカでは、大規模公開会社における社外取締役制

アメリカり士外収命役制度り歴史内起原は用らいでは我が国の会社法上、非常に有益であると考えられる。メリカの現状を把握することは、今後議論が予想される。とはにおいて浸透し、かつ活発な議論が為されているア会社において浸透し、かつ活発な議論が為されているア会社において浸透し、かつ活発な議論が為されているア会社において浸透し、かつ活発な議論が為されているアの地に、一般の対象を表現した。

視されなかった。これが、注目を集めるようになった一模株式会社はこれを採用せず、会社法上、ほとんど問題できる。しかし、第二次世界大戦後までは、多数の大規ないが、一九二〇年代には、その存在を確認することがアメリカの社外取締役制度の歴史的起源は明らかではアメリカの社外取締役制度の歴史的起源は明らかでは

因は、一九六○年代及び七○年代に高まりを見せた環境

社外取締役制度の採用を立法化する動きも生じている。(ヨ)

いる。また、最近の大企業による一連の不祥事を受けて、(2)

法制審議会商法部会は監査制度の一層の充実を図る方向

を示し、社外監査役の導入を提案したに留まったとされ

ことがあるが、当時は、経済界からの反対が強く、結局、(4)

社外取締役を法制度化することは、

過去にも検討された

関与しない独立的な取締役」である。 (6) にった一連の不祥事に対する企業批判にある。また、社外の一般的な定義は、学説及び判例から抽出された取締役の一般的な定義は、学説及び判例から抽出された取締役の一般的な定義は、学説及び判例から抽出されたで、 (6)

ることにする。 論が示す社外取締役制度の意義につき若干の考察を試み例の動向及び学説の議論の現状を整理し、アメリカの議本稿においては、アメリカの社外取締役制度を巡る判

Outside Directors, 24 Wake Forest L. Rev. 5 (1977); Brudney, The Independent Director-Heavenly City or Potemkin Village?, 95 Harv. L. Rev. 597 (1982); Pease, Outside Directors: Their Importance to The Corporation and Protection from Liability, 12 Del. J. Corp. L. 25 (1987); Ajemian, Note, Outside Directors and the Modified Business Judgment Rule in Hostile Takeovers: A New Test for Director Liability, 62 South. Cal. L. Rev. 647 (1989); Gilson & Kraakman, Reinventing the Outside Director: An Agenda for Instituional Inv-

esters, 43 Stan. L. Rev. 861 (1991); Cox, The ALI, Institutionalization, and Disclosure: The Quest for the Outside Director's Spine, 61 Geo. Wash. L. Rev. 1242 (1993); Lin, The Effectiveness of Outside Directors as a Corporate Governance Mechanism: Theories and Evidence, 90 Nw. U. L. Rev. 898 (1996).

- (2) 加美和照「監査役制度の改正」判例タイムズ八三九号へ、) 加美和照「監査役制度の改正」判例タイムズ八三九号一点、森本滋「社外取締役と社外取締役会制度の役割とコーポレート・ガバナンス」商事法務一三二七号二頁、放び一三二八号一六頁、伊勢田道仁『取締役会制度の役割とコーポレート・ガバナンス」 商事法務一三二七号二頁、楠本純一郎「社外取締役の独立性の確保とコーポレート・ガバナンス」 佐賀大学経済論集二六巻五号一頁〈座談会〉日本の会社のコーポレート・ガバナンスジュリスト [特集] コーポレート・ガバナンス一〇五〇号一六頁、本の会社のコーポレート・ガバナンス一〇五〇号一六頁。
- (3) 平成九年四月三〇日付日経新聞参照。

5 Hamilton, supra note 1, at 6

6 明確に区別されておらず、また、定義化自体にさほど意味 る があるとも思われないため、 する見解もある。 経営者からの独立性の基準により、さらに細かく分類 しかし、各概念が学説、 本稿では社外取締役で統一す 判例上必ずしも

判例 この展開

SECは早くからこの採用を奨励し、また、ニューヨー 法律は存在せず、あくまで会社の任意に委ねられていた。 判断を行使できる取締役のみで構成される監査委員会 響を受けて、一九七八年に、経営者から独立し、独自の (audit committee) の設置を義務づけた。社外取締役 せることを上場規定で定めていたが、かかるSECの影 企業の取締役会に、最低二名以上の社外取締役を参加さ ク証券取引所(NYSE)は、一九六五年、既に全上場 従来、 アメリカにおいて、社外取締役制度を規制する

> 連邦裁判所及び州裁判所における、それぞれの判例の動 場の自主規制を受ける。こうした背景から、社外取締役 の法的責任は、 の関連で、 より問題となっているようである。ここでは、 実際には州会社法よりも連邦証券諸法と

向を概観する。 開示義務違反と支配者責任(2)

配者責任を根拠に損害賠償を追求したものである。 主が前代表取締役及び取締役に対し、 事実の脱漏があったことを理由に、合併の相手会社の株 目論見書、財務諸表等の書類に、不実表示または、 合併の協議の際に参考とされた一方の会社の年次報告書! とされるのは Lanza 対 Drexel 事件である。この事件は 所法第二○条に基づく支配者責任であり、指導的先決例 反と、一九三三年証券法第一五条・一九三四年証券取引 の責任は、SEC規則一〇b―五条に基づく開示義務違 連邦裁判所の判例で、 最初に注目を集めた社外取締役 開示義務違反と支

審は、 判所は、社外取締役が日常業務には関与しないという役 役一名についてはその責任を否定したために、 この点を不服とし控訴した。 原告の請求をほぼ認めたが、被告のうち社外取締 連邦第二巡回区控訴裁 原告株主

開市場で取引されている会社は、

制定法と並んで証券市 ただし、 の採用は、

会社の取締役会の構成に関する問題であるた

連邦証券諸法においては、これ

憲法上の制約から、

から扱っ

た規制は存在しない。

株式が公

は

外であり、 そのうえで、 しての価値は、 支配者責任をそれぞれ否定した。本判決の指導的先例と participant) 幇助・ る第三者に、伝達及び開示する義務を負うと解すること 生じることを考慮し、 い重要情報を探知し、 た点にあるとされる。 SEC規則一○b─五条の規定する開示義務の射程 教唆者あるいは実質的な関与者(substantia また、 社外取締役と社内取締役の開示義務を区別 でもないとの理由で、 取締役の開示義務の具体的な内容を示し、 役員等が行った不実表示による詐欺の これを知らずに株式購入を予定す 社外取締役は役員から提供されな 開示義務違反及び

は

該当する会計年度の監査意見書と中間報告書を撤!

虚偽記載があったことが判明した。

更に、会計監査法人

同社の財務諸表に

ろ、

一九八六年からの三年間に亘り、

役と区別され、責任が否定される場合がほとんどである。役は一般に日常の業務執行を行わず、その結果社内取締手はあくまで違法行為への関与の有無であり、社外取締別の展開を概観するに、責任成否に関する判断の決め 開示義務違反と支配者責任が度々問題となった。そして、開示義の展開を概観するに、

まれ、

彼らはいずれもアメリカ国外に居住し、

経営には

ほとんど関与していなかった。

裁判所は、まず、

社外取

逆に、

る例として In re Shalen & Associates, Inc. Securit-

両者を全く区別せずに社外取締役の責任を認めて

を契機に取締役会が調査委員会を設置して調査したとこいがあるとしてSECの非公式調査の対象となり、これ式取得者である。一九八九年に、同社は、粉飾決算の疑株の私募発行による資金調達を行い、原告はこの時の株ies Lit., が挙げられる。被告会社は、一九八六年に、新ies Lit., が挙げられる。

職

<u>あ</u>

般的性質から、

必然的に入手する情報量に差異

が

て損害賠償を請求した。被告には六名の社外取締役が含開示義務違反による詐欺、又は支配者責任に当たるとしに良く見せることで一般投資家を投資に誘引したことが、彼らが共謀して粉飾決算を行い、会社の業績を実態以上した。 これらの事実が公表されると、同社の株価は急落した。これらの事実が公表されると、同社の株価は急落

の事実を知らず、かつ、これに実質的に関与していなか般に肯定したが、被告社外取締役に関しては、不実表示に対する重要、有益な全情報を開示する義務を取締役一締役と社内取締役を区別することなく、株式購入予定者

示された点が注目に値する。 加え、 独自に財務諸表等の開示書類を調査する義務を負うと判 対しては、 認めた。特に、 監督する地位にある」として、社外取締役全員の責任を 責任については、「社外取締役は、財務諸表及び報告書 多種多様な情報を株式購入予定者に伝達することに 会社の事業経営を直接的あるいは間接的に支配 他の取締役の行為と会社の会計報告を監督し、 監査委員会の構成員である社外取締役に

見ていくことにしたい。 この他にも、 た事例が若干あるが、(9) 連邦裁判所で社外取締役の責任が問題と 次に州裁判所における事例を

2 経営判断の原則の適用との関連

経営判断の原則の適用に如何なる影響を与えるかという 務の程度が異なるかということと、社外取締役の存在が(※) け注意義務及び経営判断原則との関連で問題となってい アメリカの州会社法上、社外取締役の責任は、 そこでの問題は社外取締役と社内取締役とで注意義 る。 従来は、 特に区別を設けなくても、 とりわ 注意義

務及び経営判断の原則の適用の有無は、

通常、

取締役個

の適用要件の一つである合理的な注意を尽くしたことに

を基準とするため、結果として、社外取締役が不利益 人の知識、 技量、背景に直接結びついた一般的行為規範

たことを根拠に責任を否定している。

しかし、

支配者

offer のような会社の所有権の移転に直接関係する問題 取締役で異なった基準を注意義務に適用するが、tender-被ることは、まずあり得ないと考えられていたようで においては、その可能性はほとんど皆無であるとする。 ある。この点、Pease は、デラウェア州での事件を題材(ミロ) に考察を加え、 州裁判所は、 一般的に社外取締役と社内

対 Van Gorkom 事件である。これは、被告会社の最高 執行役員兼取締役会議長が、その知人の所有する訴外会 こうした裁判所の傾向を示す例の一つが、著名な Smith

時の取締役一○名全員に損害賠償を請求するクラス・ 併の取消及び、予備的主張として、 社に有利な条件で、被告会社への tender-offer を依頼 現金合併を行ったことに対し、被告会社の株主が合 合併案を承認した当 ァ

Ų

分な情報に基づくものではなく、 した取締役に経営判断の原則を適用し、 めなかった。これに対し、 クションを提起した事件である。 原告は、 原審は、 従って経営判断 取締役会の判断が十 原告の請求を認 合併案を承認 の 原

Þ z

のである。

これは、

経営方針を巡り取締役会と経営陣

かかる傾向を示す

か

用を容易にする可能性が高いと指摘されている点が注目

れる。Grobow 対 Perot 事件は、

れに介入する余地は無いと評価し、経営判断の原則

の結果、下されたとの印象を裁判所に与え、

裁判所がこ

の適

害関係を有し、

準を適用し、 外取締役と社内取締役を全く区別せず、同じ注意義務基 過失があると見なし、 上告した。デラウェア州最高裁判所は合併承認決議に際 の中に五名の社外取締役が含まれていたが、 味せず、最高執行役員の口頭説明を鵜呑みにした点に重 はならない点で、 被告取締役らが offer の価格の算定根拠を十分に吟 その責任を認めた点が注目され、大いに批 原審には法の適用に誤りがあるとして 原審に差戻した。この被告取締役 裁判所は社

そして、 立的な判断決定に必要な手続きを踏まえ、取締役の熟慮 おいて、 判断の内容の具体的な妥当性ではなく、その形成過程に 締役の採用に好意的で、特に、 デ ラウェ 社外取締役の判断を尊重していることが窺える。(②) 社外取締役の存在は、 ア州の事件の分析からは、 問題となる経営判断が独 訴訟で問題となった経営 州裁判所は社外取

判され(24) た。

すべてを会社に買い取らせ取締役から退任させるか、二 に対し、会社の経営を自分に一任するか、 が対立し、 取締役会議長兼大株主であった被告が経営陣 あるいは持株

び取締役全員を相手にクラス・アクショ らず、善管注意義務違反であるとして、会社、 であり、これを承認した取締役の行為は忠実義務のみ 原告株主は、 取ることを決定し、この取引が問題となった事件である。 で、被告の保有する自社株を七億四千五百万ドルで買 者択一を迫ったところ、 の社外取締役から成る特別審査委員会の賛成を得たうえ 被告からの自己株買戻しが会社財産の浪費 取締役会は、 この提案を、 ンを提起した。 経営陣及

を、最初の訴答で申し立てなければならない。 あるいは要求しても実効性がないであろうと考えた理由 まず取締役又は場合により株主に提訴を要求したこと、 ゆえに

被告は、「株主が代表訴訟を提起する前提要件として、

被告会社の取締役会が独立的 のではなかったという合理的な疑問を抱 つ詳細な事実を主張しなければならないが、(8) これが適切な経営判断の結果行われたも ではなく、 問題 かせるに十分 の取引に利 原告の主

張はこの点で不十分である。」として訴え却下を申し立

任は原告に課されると判示された点である。 に対し、原告はデラウェア州最高裁判所に上告したが認 が問題となっても、経営判断原則の適用を受けるとの推 が問題となっても、経営判断原則の適用を受けるとの推 が問題となっても、経営判断原則の適用を受けるとの推 でを強め、しかも、この場合、取締役が過半数を占める取締 でも、これが受け容れられなかったであろうとの立証責 でも、これが受け容れられなかったである。これ でき、これが受け容れられなかったである。これ では原告に課されると判示された点である。

- (∞) Standing Audit Committee of Outside Directors,
 [1971-1972 Transfer Binder] Fed. Sec. L. Rep. (CCH)
 ¶ 78, 670, at 81, 424.
- (Φ) New York Stack Exchange, Listed Company Manual § 303. 00.

- (1) 証券取引所等の自主規制機関の規制は、証券取引所法に基づいてSECの監督に服せしめられているから、それによって法的裏付けが与えられているものと言える。Securities Exchange Act of 1934, 15 U. S. C. 8 78s (a), (b). (11) Cohen, The Outside Director-Selection, Responsibilities, and Cntribution to the Public Corporation, 34 Wash. & Lee. L. Rev. 837 (1977).
- (12) 連邦証券諸法は、直接違法行為を行った者に加えて、この支配者にも連帯かつ個別に二次的責任を定めている。この支配者責任といい、支配関係が具体的に認められるとれを支配者責任といい、支配関係が具体的に認められる法行為の事実を知らず、又はその存在を信じる相当な根拠法行為の事実を知らず、又はその存在を信じる相当な根拠法行為の事実を知らず、又はその存在を信じる相当な根拠法行為の事実を知らず、又はその存在を信じる相当な根拠がなかったこと」(証券取引所法二〇条)を立証すれば免責される。9 Louis Loss, Securities Regulation, 4466-90 (3d ed. 1992).
- の義務と責任」日本法学第四六巻二号七頁以下がある。1973). この事件を日本に紹介したものに、神崎克郎「米国社外取締役の法的責任」商事法務八一六号四二頁、山村国社外取締役の法的責任」商事法務八一六号四二頁、山村国社外取締役の法的責任」商事法務八一六号四二頁、山村の義務と責任」日本法学第四六巻二号七頁以下がある。
- 社外取締役は、事件の前年、会社が増資を行った際に元引(4) Id. at 1311-22. にょれば本判決の反対意見は、「被告

る」として責任を肯定する。 詳細な調査及びそのための努力を怠った点に過失が存在す ていない可能性を示す事実を知っていたにもかかわらず、 たと推定される。従って被告が、正確な情報開示が行われ に関する相当の知識と経験を有し、経営状況を把握してい 受人となった証券会社からの派遣社員であり、会社の財務

- (5) Comment, The Liability of Outside Directors under Rule 10b-5, 49 N. Y. U. L. Rev. 560 (1974); Branson, Corporate Governace, at 267 n97 (1993)
- (年) Stoller v. Baldwin-United Corp. [1984] Fed. Sec. L. fred American Educational Corp., 720 F. Supp. 241 (E Rep. (CCH) ¶ 91, 678 (S. D. Ohi. 1984); Ballan v. Wil-D. N. Y. 1989); Klein v. Goetzmann, 770 F. Supp. 78 (N. D. N. Y. 1991); Food & Allied Serv. Trades v. Milli-
- 17 feld Trading, 841 F. Supp. 1386 (S. D. N. Y. 1994). In re Shalen & Associates, Inc. Securities Lit., 773
- F. Supp. 342 (S. D. Fla. 1991).
- (≅) Id. at 364
- 19 Lit., 733 F. Supp. 668 (S. D. N. Y. 1990). d Cir. 1982); In re Par Pharmaceutical, Inc. Securities Decker v. Massey-Ferguson, LTD., 681 F. 2d 111 (2
- 20 Branson, supra note 15, at 266.
- 21 Hamilton, supra note 1, at 29-30
- 22 Pease, supra note 1, at 53
- Smith v. Van Gorkom, 488 A. 2d 858 (Del 1985).

原則」東洋法学『比較法』第三二号五五頁。 務」商事法務一一六四号三六頁以下、元木伸「経営判断の を挙げておく。神崎克郎「会社の売却と取締役の注意義 本件については多数の紹介があるが、ここでは以下の二つ

- (5) Pease, supra note 1, at 35-40; Ajemian, supra note (쪽) Fishel, The Business Judgement Rule and room After Van Gorkom, 41 Bus. Law. 1 (1985). ing, Reflections and Practical Tips on Lift in the Board Trans Union Case, 40 Bus. Law. 1437 (1985); Mannthe
- 1, at 681-83
- (%) Balotti & Hanks, Rejudging the Business Judgment Rule, 48 Bus. Law. at 1347-48 (1993)
- (전) Grobow v. Perot, 539 A. 2d 180 (Del. 1988)
- 28 Aronson v. Lewis, 473 A. 2d 805 (Del. 1984).
- Grobow, supra note 27, at 190

Ξ 学説の議論

市場を経て、社外取締役にその役割を求める傾向が強く 会社法上の命題に対し、この主体が株主から取締役会、 論が発生した前提には、 た一九七○年代から九○年代初期までを振り返って、議 理、検討する。最初に、社外取締役の重要性が主張され 次に、アメリカにおける社外取締役に関する議論を整 誰が経営者を監視するかという

なったという状況を確認することができる。(3) 用行為(overreaching)、 論は社外取締役の監視内容へと深化し、これを経営の効 る企業の社会的責任のおおよそ三つに集約し、 経営者の自己取引及び利益相反行為を含む権限濫 贈賄等の違法行為を典型とす そして、 主として、 議

な い³⁵

その効果の面から議論されている。

為されている。 社外取締役を多数参加させ経営者からの独立性を強化す 取締役が占める割合が高いという報告もある。以上の結た会社は、そうしなかった会社に比べ、取締役会に社外 結果を幾つか見ておくことにする。 社や株主にいかなる影響を及ぼすかにつき、 である。逆に、グリーンメイラーへの利益供与を拒絶し(32) ることと、会社の業績との関係を取り扱う研究は、 致して、積極的な相関関係を見いだし難いとの指摘 学説の議論を整理する前に、社外取締役の監視が、 そして、違法行為の抑止に関しても同様 例えば、 取締役会に 実証研究の ほぼ 会 が

> による監視の効果に確定的な評価を与えることは な条件下での分析に過ぎず、これをもって、 社外取締役

肯定論の主張を要約すると、彼らが支持する最大の理由 現在、 学説には社外取締役制度に対して賛否両論あ

阻止することを可能にする。また、会社の違法行為の抑 的な視野を経営判断の決定過程にもたらし、しかも、 る経営者と異なり、 られるからである。 性、最高執行役員との社会的繋がり、 消極的な立場の主張は、 らず、一般公衆の利益に資するとされる。 否定できず、このことは結果として会社及び株主のみな 止が、その社会的責任の実現に寄与する面 立して経営者を監視し、会社の利益を犠牲にする行為 は、社外取締役が、会社及び株主の利益に資すると考え 第三者的立場から、より公平で客観 すなわち、社外取締役は内部者であ その根拠が社外取締役の非常勤 監視のインセンテ 社外取締役 これに対し、 があることを 独

個性によっては、 人脈、 の不足から、 取引関係等を有さず、 経営者の言いなりにその行為を承認し、 事業に必要な専門的技術、 また、 就任後も時間 知識、 や情報

評価しうる。 (34)

しかし、

いずれの実証研究にせよ、

限定的

若干の効果を期待できると

の利益相反行為に関しては、

違法行為に対して、それほど効果的ではないが、

経営者

果を素直に読むと、

社外取締役の監視が経営の効率性や

ィヴの欠如、

判断基準の曖昧さ等にあり、

の

その判断は困難となり、 その公正さという基準が曖昧で、社外取締役にとって、 しても特別な法的効果を付与していない。この理(%) 社に社外取締役の採用を義務づけるまでには至っていな か ましいとする見解もあるが、ほとんどの州会社法が、(38) 締役に委ね、 らの行為の公正さを法定要件とし、後者の判断を社外取 する株主の監督権を、部分的に排除することになる。 な事態を招く恐れが生じるとされる。これは経営者に対 かる承認を経営者の利益相反行為の法定要件にすると、 自己取引や利益相反行為の場合も、完全開示とそれ 一般的に、 政策的に彼らの判断を信頼する方向性が望 利害関係のない取締役による承認に関 却って会社及び株主利益を侵害 亩 は 슾 ま

> する懸念を払拭できないからであろう。 また、 もう一点興味深いのは、

で

ずしも会社や株主の利益とならない可能性を指摘する。(88)

この点は、

に対する法理論上妥当な解決、 と指摘した。この理由は、(丝) 営者の自己取引や経営の効率性の監視以上に問題が 当時の社会情勢を反映して、議論は会社の社会的責任、 に与える影響が著しい場合を除いて、 れに関し、Brudney は社会的責任に対する監視は、 る有効な監視機構たりうるかという点に集中したが、こ その中でも特に、社外取締役が大会社の違法行為に対す 共的利益の実現を期待されていたと考えられる。 は、 広範な支持を得た。すなわち、 ある。 は社外取締役に、その役割を担わせることが提唱され 従来の取締役会の構造では限界があると考えられるよう になったため、大規模公開会社の独立的取締役、 が高まり、かかる視点を会社の経営に反映させるには、 た監視機能の比重は、時代に応じて変化していることで 単なる株主利益の保護にとどまらない、 一九七〇年代は、 会社の社会的責任に対する認識 違法性が明白な行為や、 あるいは究極的基準を与 社外取締役の監視機能に 社外取締役に期待され 会社の社会的責任 わば、 そして あるい 公衆 ?ある 公

いとの評価を与え、経営判断の原則の適用を容易にする

株主が十分に経営者の責任を追及することが困難

慮されたものであり、

問題となる経営判断が適切な手続きを経て十分に熟

裁判所はこれに介入する余地はな

あることを前提に、 危惧されている。

すなわち、社外取締役の監視が有効で 前述の経営判断原則の適用との関係

州裁判所が社外取締役の判断を尊重

えるには相当の努力を必要とし、

しかも、

こうした問題

社外取 る。 の適用基準は変化しやすく、 締役には負担が大きすぎると考えられたからであ 包括的な判断を要求され、

情報開示を保証する存在であると考えられた。このこと 諸表作成過程及びその内部統制の審査を通じて、 外取締役は、 促進に最も有効である。 場の監視機能の実行に資するから、 適切な開示は経営者を牽制し、経営の効率性に対する市 開示との観点から評価する見解も見られた。 影響を受けて、 さらに、 とりもなおさず、 議論の中には、 外部の会計監査人の独立性の審査と、 社外取締役の監視機能を主に会社の情報 証券市場において、 そして、監査委員会における社 前述したSECやNYSE 経営者の経営努力の 会社に対する すなわち、 会社の 財務 っ

おける判例の展開を見ても明らかである。

次に、

一九八〇年代に入り、

敵対的企業買収の嵐が

7

独自 報は限られている場合が多い。 解釈し、社外取締役に他の取締役よりも重大な責任を課 分に実現し得ないし、 手手段が保証されない限り、 すことはあり得ないと反論された。 れない以上、裁判所が社外取締役の開示義務を積極的 の情報源を持たず、 また法律上の明確な根拠が付与さ しかも経営者から提供される情 社外取締役はその機能を十 従って、 この点は、 何らかの情報入 前述二に

深刻な権限濫用の恐れが生じる。(4) 的企業買収に絡む経営者の権限濫用行為である。 支配を維持しようとする経営者の利益と、 敵対的企業買収の標的となった会社においては、 現しようとする株主の利益が対立し、経営者の行動には 大に評価する者に売却することで自らの経済的利益を実 メリカ企業を席巻すると、議論は多少異なった様相を帯 社外取締役の監視のうち重点が置かれたのは、 経営者の自己利益の実現を目的とする行為である。 の利益供与も、 単に会社財産を減少させるだけでな また、 グ りし 企業価値を最 ンメイ 自らの 例えば j

適切

な情報開

示に対する取締役の責任は、

経営判断の過

1

ゕ゙ かれ(34) 益にもなると言える。

従って、

かかる見解に拠れば、

不

誤から生じる責任よりも重大であるとの結論が導

利益を増大させると言える。 投資家の信頼を補強し、

また、

他方で、

これ

株主利 いから株 会社の資金調達を助け、

会社の

び、

主になろうとする投資家の判断材料になる点で、

しか

現実の社外取締役は、

会社に関する情報につき、

過分な賞与や報酬も同様である。そして、社外取締役は、

問

Ь

考えられるに至った。ここで、社外取締役が再び脚光を(58)

はやこれに絶対的な信頼を寄せることは困難であると !の余地があることは一般に承認され、今日において、

最後に九○年代に入り、資本市場による監視機能に疑

主として台頭し、社外取締役の選任等を通じて、

Ì

ŀ ガ バ

ナンスに積極的な態度を見せることが予想

浴びることになる。というのも、近年、

機関投資家が株

コー

ポ

31

ずれの利益を考慮すべきかにつき、法律上、確固たる方 で あ₍₄₉ る。 で 針を付与されないまま判断しなければならないという点 は、社外取締役が取締役会の経営上の政策決定に関与し れず、実際にほとんど皆無であるという点であり、後者 問題点が指摘された。前者は、(48) 能の有効性を主張する見解に対し、これを消極的に評価 を保護すると考えられた。こうした社外取締役の監視機(タロ) か たとしても、 として個性を主張し行動を共にする機会が法律上保証 力の脆弱さと、 する立場から、 : かる経営者の保身を目的とする行為の危険から、 会社に関係する多数の利益集団のうち、 判断基準の曖昧さという二つの法律上の 取締役会から独立した機関としての結合 通常、社外取締役は集団 会社 い ප්

1

ポ

ない点にあると指摘されている。(55) だからである。 (54) 済関係を有さない以上、会社の長期的かつ最善の利益 述べている。そして、これに最適な機構は、(%) めに、 の主たる原因が、経営者から真の独立性を確保されてい 制度はガバナンス・システムとしてあまり機能せず、 基づく経営を、株主の代理人として保証させる事が可能 はその独立性にある。彼らは経営者の支持に個人的な経 による経営者から独立した社外取締役であるとの見解の 聖杯(Holy Grail)、すなわち、経営者の責任確保のた Berle と Means がその著書の中で、 中でも、 (51) されたからである。Gilson と Kraakman は、 と経営の分離を分析して以来、法学者は企業にとって 致を見たと言う。彼らの監視機能に対する信頼(3) レート かかる分離を架橋する機構を探求し続けていると とりわけ社外取締役制度に集中している ト・ガバナンスの議論が取締役会の機能 しかし、 一般的には、 初めて企業の所有 現在の社外取締役 株主の選任 近年の の根拠 が、 ح の の =

30 Gilson & Kraakman, supra note 1, at 873

Baysinger & Butler, Revolution Versus Evolution

149

in Corporation Law: the ALI's Project and the Independent Director, 52 Geo. Wash. L. Rev. 557, 562-66 (1984); Bainbrige, Independent Directors and the ALI Corporate Governance Project, 61 Geo. Wash. L. Rev. 1062 (1993).

- (3) Kesner et al., Board Composition and the Commission of Illigal Act: An Investigation of Fortune 500 Companies, 29 Acad. Mgmt. J. 789, 795 (1986).
- (33) Kosnik, Greenmail: A Study of Board Performance in Corporate Governance, 32 Admin. Scl. Q. 163, 178 (1987).
- (采) Cox, supra note 1, at 1239-42. (系) Lin, supra note 1, at 902, 961-62
- (%) Brudney, supra note 1, at 597.
- (5) Balotti & Hanks, supra note 26. at 1347-48.
- 法律協会「コーポレート・ガバナンスの原理:分析と勧さ神協会「コーポレート・ガバナンスーアメリカし、後者の判断を社外取締役の承認に委ねている。但し、し、後者の判断を社外取締役の承認に委ねている。但し、し、後者の判断を社外取締役の承認に委ねている。但し、し、後者の判断を社外取締役の承認に委ねている。但し、つき、完全開示と当該取引の公正さという一定の要件を課される。詳細は、『コーポレート・ガバナンスの原理:分析と勧とされる。詳細は、『コーポレート・ガバナンスの原理:分析と勧とされる。詳細は、『コーポレート・ガバナンスの原理:分析と勧とされる。詳細は、『コーポレート・ガバナンスの原理:分析と勧とは、「コーポレート・ガバナンスの原理:分析と勧とされる。詳細は、『コーポレート・ガバナンスの原理:分析と勧とは、「コーポレート・ガバナンスの原理:分析と勧とは、「コーポレート・ガバナンスの原理:分析と勧となる。

頁参照。

- (3) Davis, Jr., Approval by Disinterested Directors, 20 J. Corp. L. 215-16 (1995).
- (4) Brudney, supra notel, at 622
- (4) Id. at 597-99
- (42) Id. at 639. Brudney は、経営者の自己取引に対する 社外取締役の監視機能につき、公正さという基準の曖昧さ、 が、必ずしも株主利益の極大化でなくなった今日、評価基 が、必ずしも株主利益の極大化でなくなった今日、評価基準 のでは、必ずの対象という基準の曖昧さ、 対する監視も十分に実行できないと言う。
- (\mathfrak{P}) Bacon, Corporate Directorship Practice: The Audit Committee II (Conference Bd. Rep. No. 766, 1980); SEC Accountability Report 29, at 563-65 (Comm. Print 1980).
- (4) Caplin, Outside Directors and Their Responsibility: A Program for the Exercise of Due Care, I J. Corp. L. at 57, 78-82 (1975); Leech & Mundheim, The Outside Director of the Publicly Held Corporation, 31 Bus. Law. 1800-02 (1976).
- Brudney, supra note 1, at 638-39

45

(4) Brudney & Chirelstein, A Restatement of Corporate Freezeouts, 87 Yale. L. J. 1354, 1365-70 (1978).

告」の研究―証券取引研究会国際部会編―』一七〇―七一

- (4) Cox, supra note 1, at 1241-42.
 (4) Lorsch & Maciver, Pawns or Potentates: The Reality of America's Corporate Boards 84-89 (1989).
- (9) Cox, supra note 1, at 1238.

 (50) この理由は、敵対的企業買収は不適切な経営の阻止よからである。加えて、ジャンクボンド市場の崩壊や州会社からである。加えて、ジャンクボンド市場の崩壊や州会社がらである。加えて、ジャンクボンド市場の崩壊や州会社は改正の影響もあり、敵対的企業買収は不適切な経営の阻止よいが低くなっている。Gilson & Kraakman, supra note 1, at 870-71.
- 51 supra note 1, at 1263-64 と Kraakman らの多数意見に疑問を投じている。Cox るといった積極的行動を会社に対して取るという Gilson ことを示す。従って、 経営者に対し、率直な批判的態度を示す者は少数派である とは、機関投資家にも二種類あり、公的年金基金のように 立場を取ることを極端に嫌うとの調査結果がある。 会社の経営に巻き込まれることを躊躇し、経営者に敵対的 貢献を期待されることを負担に感じ、 はコーポレート・ガバナンスの諸問題に関して、 ちの約七割は私的年金基金であり、その多くの運用担当者 アメリカにおける機関投資家の最大集団であるが、 し、従来の社外取締役の欠陥を補う専任取締役を選任す この点に関しては、 機関投資家が一致して議決権を行使 懐疑的な見解もある。年金基金は ポートフォリオ内の 何らかの そのう このこ

- (2) Gilson & Kraakman, supra note 1, at 873
- 53) Id
- (5) Ibid. at 873-74
- (55) Id, at 880

四 結びに代えて

役を巡る議論には、 が、 外取締役制度が株主や会社に与える効果が曖昧であるに 許さないものである。 経て、社外取締役にその役割を求める傾向が強くなった 上の命題に対し、この主体が株主から取締役会、 摘に見たように、 も関わらず、社外取締役制度の採用を全く否定する見解 する議論は今もって動揺しており、 という状況がある。 する議論の背景には、 か、 る議論の展開を、 以上を踏まえ、 ほとんど見られないことである。そして、社外取締 若干の考察を試みたい。まず、社外取締役制度に関 誰が経営者を監視するかという会社法 い アメリカにおける社外取締役制度を巡 この点において重要な示唆が含まれ そして、社外取締役の監視機能に関 かに理解し位置づけることができる むしろ、ここで興味深いのは、 既に Gilson と Kraakman の 判例の展開も予断を 市場を 社 指

判例 制 等 ことを示しており、 社外取締役の監視機能は会社及びその多数の利害関係者 とが普及し、 採用が支持されたと理解すべきであろう。 均衡点として、会社の任意機関である社外取締役制度の つまり、 用を招きやすく、 |利益 メリカにおいて、 することを極端に嫌うアメリ 多数の利害関係者の利益を保護する要請が存在する。 の経営者に対する監視機能 の そこから発生する弊害を懸念されている。(57) 動向は、 になるとされる反面、 政府や、 一般的に支持されたとも考えられる。 社外取締役の責任が決して厳格ではな 裁判所がみだりに会社の経済活動を規 これを防止し、会社、 会社が社外取締役制度を採用するこ 社外取締役制度の出発点に存在した 経営者の利益 記を強化. カに おいては、 株主及び債権者 だからこそ、 その責任を確 のために利用 両要請 しか 更に、 い ъ の

> 持する根拠を見出すことは困難であるように思わ 観してきたわけだが、 締役制度の採用を強行規定で定めることを、 Х と言える。 また、 ij カの議論の現状を、 議論の推移は、 本稿においては、 その限りでは、 判例及び学説の展開を中心 アメリカ法が取締役会に業務執 社外取締役制度に関する 残念ながら社外取 積極的に支 れる。

私的自治の原則に基づく会社の経済的要請が存在し、(6)

最大限確保されなければならないとする、

わば

他

そのような広範な裁量権の付与は経営者の権限濫

量は、

会社は営利の追求を目的とし、

経営者の行動に関する裁

てい

、る

のでは

あるま

Ñ ָלג פלל

すなわち、

方で、

あくまで

理は、 を示し、 効率性や経営判断の具体的な妥当性ではなく、 上、社外取締役に期待される監視機能やこれに伴う責任 ては社会的責任の実現にあったとの本稿から得られ における手続きの遵守や経営者の自己取引の防止、 が監査委員会との関連で多くを議論され、 ったと位置付けることが可能であると思う。 の確保、 た監査機関を予定していない点に対する問題意識の存在 行と監査の両機能を委ね、 このことを裏付けるものであると言えよう。 このことは、 すなわち自己監査からの脱却を試みる努力であ 会社の経営に対する客観的な評価 業務執行機関 (とは別個独立し か 判断決定 も経営の そ た整 ひ

意味で、

これ

は我

が国

の監査役の法的責任の考察に、

ょ

り多く

保するという目的を到底実現できそうにない状況にある

たい。 務を考察する手掛かりにもなりえよう。今後の課題とし 経営者のモニタリング問題にあるから、今後の展開次第 アメリカでの社外取締役制度に関する議論の出発点は、 我が国の取締役会の監視機能及び取締役の監視義

的責任をより詳細に考察することが必要となる。加えて、

56 市場及び法による規制が再三取り上げられるものの、私的 との主張の背後には、会社の経済活動のために、法律上、 市場や規制緩和が支配する今日においては非現実的である 経営者を誰が監視すべきかという議論の中で、政府、

> えよう。 反行為の承認、 ა∭ია° Gilson & Kraakman, supra note 1, at 867. 与すると同時に、その濫用の防御策を設置することである の模索とは、経営者に株主利益のために行動する裁量を付 1, at 623-25; Cox, supra note 1, at 1236-37. また Gilson 可能な限り経営者の行動が束縛されないようにとの配慮が と Kraakman は、コーポレート・ガバナンス・システム 存在すると考えられるからである。Brudney, supra note この点は、 会社の情報開示との関係が当てはまると言 前述した経営判断の原則の適用や、利益相

Lin, supra note 1, at 967.

58

57

(一橋大学大学院博士課程)